

空き家活用・流通促進事業費補助金提出書類一覧【解消事業（個人向け）】

この補助金は、**売買契約を締結する前に申請**する必要があります。

また、補助金の交付決定までは、売買契約を締結することができません。余裕をもって申請いただきますようお願いいたします。

※ 通常、申請から交付決定まで1週間から2週間程度かかります。

1 事前申請に必要な書類

- ☐ **申請書（第2号様式）** 申請者は、不動産売買契約を締結する人に限られます。
- ☐ **取得しようとする空き家の情報がわかる書類（売買契約書の案や買付証明書）**

★必要な情報

- ☐ 購入しようとする空き家の所在地
- ☐ 購入（予定）金額が確認できる箇所



補助金の交付決定

※申請から1～2週間要します。

2 補助金の交付決定後、売買契約を締結することができます。

※契約の内容に次のような変更がある場合、事前に変更承認申請する必要があります。

- ・購入しようとする空き家の変更
- ・購入金額の変更
- ・その他これらに類する重大な変更

- ☐ **変更承認申請書と、変更後の空き家の情報がわかる書類の写し**を添付



売買契約の締結など補助事業の実施

3 実績報告書

補助事業を令和8年3月31日までに完了し、完了後30日以内または令和8年4月10日のいずれか早い日までに次の書類を提出してください。

- ☐ **実績報告書（第7号様式）**
- ☐ **空き家（の跡地）の購入に係る不動産売買契約書の写し**
 - ★必要な情報 ☐ 契約者署名欄 ☐ 購入金額がわかる箇所
 - ☐ 空き家の所在地がわかる箇所
- ☐ **不動産売買に係る領収書の写し（支払者と支払った金額がわかる書類）**
- ☐ **空き家の跡地で新築住宅を建築することがわかる契約書の写し**
 - ★必要な情報 ☐ 契約者署名欄 ☐ 新築住宅の建築場所
- ☐ **空き家を解体したことがわかる書類（次のうちいずれか）**
 - ☐ 建物の閉鎖登記簿謄本 ☐ 解体業者が発行した解体証明書

※ 一覧の書類以外にも書類の提出をお願いすることもあります。あらかじめご了承ください。